地域づくり活動助成の応募に関するよくある質問

Ｑ１：助成対象活動の要件にある「不特定多数の者を対象として行われる一つの活動」とはどの様なものですか？

Ａ１：「不特定多数の者を対象として行われる」とは、活動への参加者を特定の組織や団体に限定することなく、広く一般に参加者を募集するなど公開された形で行われる活動を指しています。また、「一つの活動」とは、活動目的や実施方法等が同じ活動を指しています。その範囲内で実施日が何回かに分かれる場合（例えば７月の毎日曜日に４回実施する）は１つの活動と考えています。

Ｑ２：応募可能な団体の条件は何ですか？

Ａ２：岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県、並びに長野県の上伊那郡・下伊那郡・木曽地域で行われる活動を主催する NPO 法人及び任意団体（町内会、自治会を含む）であることが必要です。なお、主催者（共催を含む）に行政機関（国・県・市町村）が参加している場合は原則として応募できません。別途、ご相談ください。

Ｑ３：応募に必要な書類は何ですか？

Ａ３：①申込書（様式-1）、②応募者の概要（様式-2）、③収支予算書（様式-3）
④応募活動の実施計画書、⑤支出計画の詳細、⑥応募団体の前期事業報告及び決算書
⑦応募団体の規約（会則）、役員名簿（役員等が当協会と利害関係者に当たる場合は、その旨を記載してください）、⑧応募活動の実施場所の地図、⑨応募活動の内容を説明した補足資料（活動のチラシ等）
※①②③は当協会の HP からダウンロードしてください。

Ｑ４：公園や河川敷など公共の場所で活動する場合には、何か書類が必要ですか？

Ａ４：活動に当たっては、法令等を遵守して行われることが必要です。使用する土地の管理者等に事前に相談し了解を得るなどしてください。

Ｑ５：応募要領３.（４）①には、応募団体の組織運営のための通常経費は総活動費に含まない（助成の対象にならない）とありますが、具体的にどの様な経費を指すのですか？

Ａ５：具体的には次の様な経費が考えられます。

- **事務所の家賃、高熱水費等**
- **団体の総会開催等に係る経費**
- **団体の会員に対する郵送代**
- **団体の会員に対する旅費交通費、宿泊費、人件費、謝金**
- **団体の会員が所有する車等を使用する際の借り上げ料、燃料代等**
- **団体の会員、イベントスタッフに対する飲食費**
- **団体の会員を対象とした年間契約の傷害保険料（応募活動のための傷害保険料は助成対象になります）**
- **団体のユニフォーム**
- **団体の会報誌作成費用**
- **応募活動以外に使用する消耗品、文房具類**
- **応募活動以外の打合せに使用する会場費等**

Ｑ６：助成の可否はどの様に決定しますか。また、決定時期はいつですか？

Ａ６：応募案件は、当協会が設置した地域づくり活動助成審査委員会の審査を経て決定します。令和８年３月末までに書面で通知するとともに、当協会 HP にて公表します。